

四日市市分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第7号

四日市市分担金徴収条例の一部を改正する条例

四日市市分担金徴収条例（昭和42年四日市市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 分担金は、次に掲げる事業について特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から受益の限度において、これを徴収する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 災害からライフラインを守る事前伐採事業</u></p>	<p>(分担金の徴収)</p> <p>第2条 分担金は、次に掲げる事業について特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から受益の限度において、これを徴収する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>

改正後		
別表（第2条関係）		
事業区分	受益者	分担金の額
(略)		
四日市市農業農村整備事業	(略)	
<u>災害からライフラインを守る事前伐採事業</u>	<u>災害からライフラインを守る事前伐採に係る協定書で定めるライフライン事業者</u>	<u>事業費の100分の50以内</u>

改正前

別表（第2条関係）

事業区分	受益者	分担金の額
(略)		
四日市市農業農村整備事業	(略)	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(財政経営部財政課)